

まちづくり

Vol. 240
(H28. 2. 25)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

メールニュース

今号の記事

- 「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定
 - 寄稿 弟子屈町の観光交流拠点・防災拠点づくり
 - 「ランドスケープ遺産」及び「北の造園遺産」候補の募集
 - 「平成27年度まちなか活性化セミナー」開催のお知らせ
- まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで **※配信希望は随時受け付けております。**

各項目の○をクリックすると
各項目見出しに
ジャンプします

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

～まちなかの都市機能の効率的な誘導、住宅団地の建替えの推進など～

都市の国際競争力と防災機能の強化を実現するとともに、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進め、あわせて、住宅団地の再生を図るための「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が平成28年2月5日に閣議決定されました。(詳細は[国土交通省HP](#)を参照)

○背景

我が国の大都市については、我が国経済の牽引役として世界の都市間競争に対応し、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むため、国際的なビジネス・生活環境、大規模大災害に対応するための環境を整備する必要があります。

また、地方都市においては、人口減少や少子高齢化の進展に対応し、地方創生を実現するため、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進める必要があります。(立地適正化計画作成の取組状況については、[国土交通省HP](#)を参照)

加えて、高度経済成長期に大量に供給され、老朽化が進んでいる住宅団地について、地域の拠点として再生を図ることが求められています。

この法律案は、これらの課題を解決し、都市再生・地方創生を強力に推進するためのものです。

国際競争力・防災機能強化

【国際ビジネス・生活環境の整備】

- 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長(→平成34年3月31日まで)
※優良な認定民間都市再生事業には各種金融支援や税制支援を実施
- 金融支援※の対象に国際会議場等の整備費を追加
※民間都市開発推進機構による支援

【大規模災害に対応する環境整備】

- 災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設※の所有者による協定制度的創設(承継効付き)
※エネルギー供給施設
発電機、ボイラー、電力線、熱導管等から構成



【事業のスピードアップのための支援の強化・重点化】

- 大臣認定処理期間の短縮
(特定地域:45日→1月、緊急地域:3月→2月)
- 道路上空利用の都市再生緊急整備地域への拡充
- 都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示

コンパクトで賑わいのあるまちづくり

【まちなかへの都市機能の効率的な誘導】

- 地域内に使える既存ストックがある場合にはそれを残しつつ、地域の身の丈にあった規模の市街地整備を可能とする手法の創設
- まちなか誘導施設の整備促進を図る地区の追加など市街地再開発事業の施行要件を見直し



身の丈にあった規模の市街地整備(イメージ)

【官民連携によるまちの賑わい創出】

- 空き地・空き店舗を有効に活用するための市町村・まちづくり団体と土地所有者による協定制度的創設
- 賑わいの創出に寄与する施設(観光案内所、サイクルポート等)を都市公園の占用許可対象に追加



空き地を活用したまちなかの賑わいの創出(イメージ)

都市公園へのサイクルポート設置(イメージ)

住宅団地の再生

【住宅団地の建替えの推進】

- 土地の共有者のみで市街地再開発事業を施行する場合に、各共有者をそれぞれ1人の組合員として扱い、2/3合意での事業推進を可能とする。



○施行前 老朽化が進行

○施行後 再生事業の円滑な推進

・新築が一層共有者の権利、譲渡、敷地分割等の協定の企業参加が困難

・既存建物の活用

・公共施設等

= 寄稿 = ^{てしかがちょう} 弟子屈町の観光交流拠点・防災拠点づくり ～民間施設利活用による観光交流館の開設～

【^{てしかがちょう} 弟子屈町】



^{てしかがちょう} 弟子屈町は、東北海道の中心に位置し、約 90 km の位置に釧路空港、約 60 km の位置に女満別空港、約 70 km の位置に中標津空港があり、観光客の受入れ交通の利便性に恵まれています。

また、町内には摩周湖や屈斜路湖、硫黄山などの名所があり、観光や農業を中心に発展してきました。

人口は、昭和 35 年にピークを迎えた後、一時的な増加時期はあったものの、減少が続き、現在は約 8 千人となっています。

【既存民間施設利活用による観光交流館オープンの経緯】

本町では、平成 2 年に道の駅の前身である「摩周温泉観光案内所」を設置し、町内や阿寒国立公園などの観光案内をはじめ、郷土物産紹介や道路情報の提供等の観光サービスに努めてきましたが、建物延べ面積が 87.48㎡と狭小であり、休憩スペース等の設備もないことから、十分な観光サービスが成されていない状況でした。本町は道東観光の中心に位置し、観光交流によるまちづくりを進めています。時代のニーズに合った観光交流拠点の整備が急務とされていました。



整備前：旧道の駅

- ・平成 2 年に観光案内所として建設。
- ・平成 5 年に道の駅「摩周温泉」として登録。
- ・平成 22 年度入館者数～**85,232 人**
- ・トイレは建物と併設
男子トイレは大小各 3
女子トイレは 3
トイレ入り口に階段があり身障者用としての機能は無かった。

平成 22 年に町民と町の協働による検討委員会を発足し、広域観光の情報発信基地として町道向かいに隣接していた「ヨーロッパ民芸館」という当時閉館中の民間施設の利活用を検討。耐震改修・内部改修の実施と同時に広場・駐車場整備、トイレ新設、情報施設等を都市再生整備計画事業により整備することとしました。



整備後：既存ストックを利活用した観光交流館

あわせて、町民と来町者との交流拠点として、広場で賑わい創出のためのイベント開催なども企画。

平成 23 年 7 月に「摩周観光交流館」を道の駅「摩周温泉」のメイン施設としてオープンしました。

- ・平成 23 年度入館者数
～**178,932 人**
- ・平成 26 年度入館者数
～**253,410 人**

【施設概要】



・内部改修～既存民間施設の「ヨーロッパ民芸館」は、18世紀以降のイギリスを中心としたヨーロッパのアンティークな家具・民具・楽器等を数百点展示していた施設でしたが、平成20年に閉館。利活用されないまま、空き店舗となっていました。この建物を本町が譲り受け（土地は買い取り）、趣きある建物の雰囲気を残しながら、耐震診断を基に必要最小限の改修を実施。（写真左：ロビー、写真右：エントランス）



・トイレ新設～建物面積 201.85㎡
 ※男子トイレ 小便器8、大便器5
 ※女子トイレ 9＋化粧室完備
 ※多目的トイレ(身障者用等) 1部屋

・渡り廊下新設～交流館とトイレを繋ぐ廊下。雨や雪の日でも安全に歩行が出来ます。
 ※延長 L= 34.59m
 ※幅 W= 2.15m

・情報提供ホール～道路情報、天気情報をはじめインターネット回線により多くの情報を提供しています。

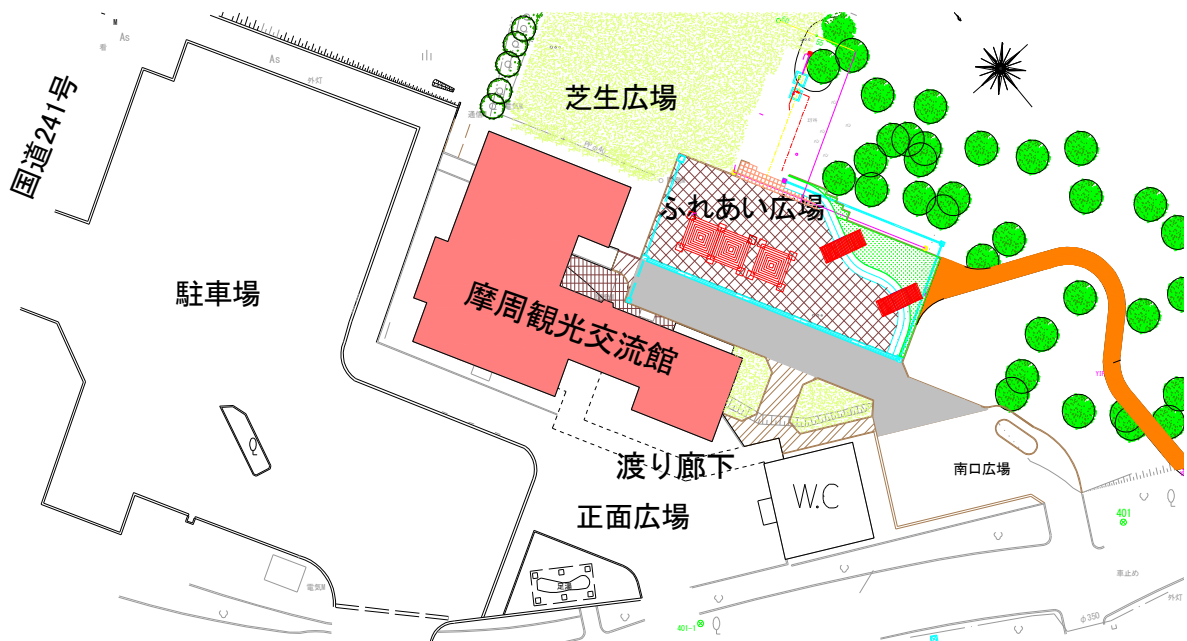


・広場～元旦に正面の広場で行われたお正月イベント。各種イベントの開催により、多くの町民や観光客が交流を深めています。



・直売所～町単独費で整備した直販所では、地元農家による野菜直売コーナーや地場産の商品を中心に販売され、新たな雇用を創出したとともに、多くの観光客や町民で賑わっています。

【全体配置図】



【防災拠点】

摩周観光交流館は、交流拠点としてだけでなく、住民や観光客が安心して避難できる空間・施設や、災害対応の拠点となる施設としての役割も果たしています。特に冬期間における暴風雪時の帰宅困難者の避難所として活用しています。

平成25年には8日間、平成26年には15日間、避難所として開設し、多くの方々に利用されました。また、釧路開発建設部の災害時用資機材庫が道の駅「摩周温泉」敷地内に設置され、地震・火山災害時にも対応出来る設備を完備していただいています。

さらに、平成25年に都市再生整備事業における提案事業により、弟子屈町防災マップを作成し、道の駅が持つ防災機能などについて町民に周知しました。

【まちの課題・方向性】

弟子屈町全体の観光客入り込み数は減少しており、また中心市街地の空洞化も目立つようになっていますが、都市再生整備事業を活用した「摩周観光交流館」は、町民と来町者の交流を推進する観光拠点として賑わいをみせており、旧道の駅と比べ入館者が3倍近くとなりました。

現在本町では、摩周観光交流館の活気と共に、産業振興・地域資源を活用した地域づくり・雇用促進等を盛り込んだ【まち・ひと・しごと創生戦略】を基に、活力・活気のあるまちづくりを進めています。

寄稿者：弟子屈町役場建設課長補佐 広川 直樹

「ランドスケープ遺産」及び「北の造園遺産」候補の募集

公益社団法人日本造園学会は、全国的に収集・登録している「ランドスケープ遺産」と、北海道支部が独自に認定している「北の造園遺産」について、候補を募集しています。

「ランドスケープ遺産」とは、将来に継承していきたい風景や公園・庭園、街路樹・並木道、造園技術などを意味し、広く一般から募集して日本造園学会が目録に登録しています。

また、応募があった中から、道内に現存する特に優れた遺産について、日本造園学会北海道支部が「北の造園遺産」として認定し、HP等で広く一般に公開。地域の財産としてその価値を再確認し、次世代への継承を目指しています。

これまでに6回の募集を行い、現在、道内から約160件がランドスケープ遺産として目録に登録され、そのうち、25件が「北の造園遺産」として認定されています。

昨年認定された「北の造園遺産」は、中野植物園（小樽市）と陽殖園（滝上町）の2件で、ともに個人管理ですが、造園の独創性やその歴史、地域への貢献などが評価されました。認定をきっかけに報道等を通じて広く紹介され、その価値が改めて見直されています。

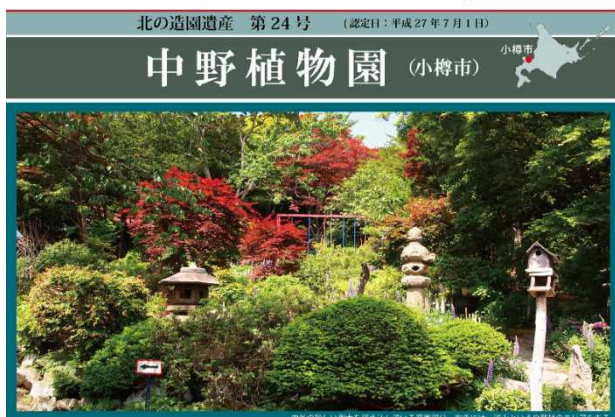
（認定遺産の詳細は、[日本造園学会北海道支部HP](#)をご覧ください。）

応募は、学会員だけではなく、誰でも応募ができます。締め切りは3月31日までです。（応募要領等の詳細は、[こちら](#)をご覧ください）

『北の造園遺産』認定箇所一覧



第6次認定遺産（2件）



「平成27年度まちなか活性化セミナー」開催のお知らせ

北海道庁と一般財団法人北海道建設技術センターは、平成28年3月9日（水）に札幌市内で、都市の再生と中心市街地の活性化をテーマに、民間が主導するまちづくり活動を考える「平成27年度 まちなか活性化セミナー」を開催します。

本格化する人口減少と高齢化を背景とした様々な課題が複雑化する中、都市の魅力を高め、その機能を持続させるためには、多極ネットワーク型のコンパクトシティ化による都市構造の再構築とともに、地方公共団体、地域住民、まちづくりの担い手等の多様な主体の連携・協力により、まちなかにぎわいを創出することがますます重要となってきました。

このような背景の中、このセミナーでは、商店街振興組合の先進的な取組事例と、コンパクトシティの推進を背景とした官民連携のまちづくり施策が紹介されます。

■開催日時：平成28年3月9日（水）13:30～16:30

■開催場所：TKP札幌ビジネスセンター
（札幌市中央区北3条西3丁目ヒューリック札幌ビル5F）

■プログラム：

- ・講演 取組事例紹介

『これからの商店街の役割』

長野県佐久市岩村田本町商店街振興組合 理事長 阿部 真一氏

- ・講演

「官民連携のまちづくりに関する施策について」

国土交通省 都市局まちづくり推進課 官民連携推進室

「都市再構築及び中心市街地活性化における公的セクターの支援について」

（一財）民間都市開発推進機構 企画部 企画課

■参加費：無料（対象は行政、民間企業等に限らず、一般の方でも参加可能）

■定員：68名

■申込期日：平成28年3月3日（木）（定員になり次第締め切り）

■申込方法：[一般財団法人北海道建設技術センターホームページ](#)からお申し込み下さい。